

---

**最近の判例から** (2)－土壤汚染と不作為の不法行為－
 

---

## 市によってなされた廃棄物の搬入が原因であるとして土壤汚染の損害賠償請求を求めたところ、市は先行行為に基づく作為義務を負っていないとして請求が棄却された事例

(東京地判 平24・1・16 ウエストロー・ジャパン) 福島 直樹

---

事業会社が、土壤汚染が見つかったことについて、市が廃棄物を同土地に搬入して埋め立てたことが原因であり、市に対し、不作為の不法行為を理由として、公害等調整委員会に責任裁定の申請をし、同委員会は、市に対し、損害賠償を被告に支払うように命ずる旨の裁定をしたところ、市が、事業会社に対し、同裁定に関し、本件土地にかかる国家賠償法上の損害賠償債務が存在しないことの確認を求め、事業会社が反訴で損害賠償を求めた事案において、市の訴えが却下され、事業会社の請求も棄却された事例（東京地裁 平成24年1月16日判決 ウエストロー・ジャパン 本訴請求却下、反訴請求棄却、控訴中）

### 1 事案の概要

- Y（反訴原告、事業会社。）は、学校法人A学院から平成4年3月26日及び10月29日に本件土地（本件土地1及び2）を購入した。
- その後、Yが、不動産会社等に転売したところ、土壤汚染が見つかったことから、これは、X市（反訴被告、以下「X」という。）が、昭和43年10月から昭和45年9月ころまでの間に焼却灰や耐久消費財などの廃棄物を同土地に搬入して埋め立てたことが原因であり、Xは、公務員の職務上の法的義務として同土地の土壤汚染を除去すべき義務を負ったのにこの義務の履行を怠っていた

などと主張して、Yが同汚染の除去などのために支出した費用に関し、Xに対し、不作為の不法行為を理由として、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めて、公害等調整委員会に責任裁定の申請をした。

- この申請に対し、同委員会は、平成20年5月7日、Xに対し、48億843万8459円の損害賠償をYに支払うように命ずる旨の裁定をした。
- そこで、XがYに対し、同裁定に関し、本件土地にかかる損害賠償債務が存在しないことの確認を求めたのが本訴事件である。
- これに対し、YがXに対し、損害賠償請求として、48億1297万7750円の支払を求めたのが反訴事件である。

### 2 判決の要旨

裁判所は、以下のように述べ、Xの訴えを却下し、Yの請求を棄却した。

#### (1) X市の請求

Yによる反訴請求は、本件土壤汚染に関する損害の全部について請求するものと認められるから、XのYに対する債務不存在確認を求める本訴請求は確認の利益を欠くに至ったものと解される。

#### (2) 事業会社Yの請求

##### ① 本件土壤汚染の原因行為

本件土壤汚染は、埋立業者Bが、Xによっ

てC所有土地及びその周辺（本件土地2の西側部分）に搬入されたX搬入廃棄物や、自らの責任で受け入れた他所廃棄物を、本件土地2に埋め立てたことにより、有害物質が有機的の一体となって引き起こされたものと推認できる。

## ② 土対法に基づく不作為の不法行為

本件土地2の西側部分に本件廃棄物を埋め立てたのは埋立業者Bであって、Xは、同土地にX搬入廃棄物を搬入したに過ぎないものであるし、XがBとの間で他人の行う本件埋立行為について事前に協議をしたことはなく、Bによる本件埋立行為を現認し、この行為によって人の生命、身体及び財産等に重大な損害を生ずる差し迫った状況を生じたことを認識していた事実も、本件廃棄物に含まれていた特定有害物質を直ちに除去することができる立場にあったとも認められないから、この当時、Xが、同土地の所有者に対し、条理上、本件廃棄物を除去し、あるいはこれによって生じた土壤汚染を除去すべき作為義務を負ったものであるとは認められない。以上から、Xが、Yに対し、条理上、国家賠償法1条1項にいう「公権力の行使」（不作為）を基礎付ける作為義務として、本件土壤汚染を除去すべき義務を負うに至ったと解することもできない。

さらに、土対法7条3項に基づいて、同汚染を除去すべき作為義務を負うとYは主張するが、同条項は個人の財産的利益を保護するための規定ではないし、Xには、条理上の作為義務を認めるべき先行行為があったとは言えない。

また、Xが、Bとの間で他人がX搬入廃棄物を本件土地2に埋め立てることを事前に承諾していた事実も、Bに対して同土地の西側部分に同廃棄物を埋めることを依頼（委任）し、あるいは請け負わせた事実も認められな

い。むしろ、本件においては、Bにおいて、C所有土地及び本件土地2の所有者の了解の下に、自己の責任と計算において、これらの土地に対する埋立てを行っていたものと認められる。そうすると、Xを、汚染原因者であると認めることはできない。

## 3 まとめ

本事例は、公害等調整委員会が、「先行行為によって自ら危険を生じさせた者は、自ら発生させた危険を除去すべき作為義務を負い、その新所有者との関係では不作為不法行為が継続していると評価するのが相当である。」とし、Yの損害賠償請求を認める裁定をしたのに対し、裁判所は、「Xが、同土地の所有者に対し、条理上、本件廃棄物（特定有害物質）を除去し、あるいはこれによって生じた土壤汚染を除去すべき作為義務を負ったものであるとは認められない。」として、Yの損害賠償請求を否定し、同委員会とは異なる判断を下した。

本事例には先行行為に基づく作為義務の認定等様々な論点があるが、これまで不動産取引において不作為の不法行為に係る事例については判例の蓄積があまりないことから、今後の控訴審の行方が俟たれるところである。

（元研究理事・調査研究部長）